

総合企画

1 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の推進

日本の人口は今後急速に減少し、100年後には現在の半分以下の5千万人を切るとされており、国では、この人口減少問題の克服を目指す「地方創生」を進めています。

これを受け本市では、急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、市民・関係団体等の皆様との意見交換や、取組の提案募集を行い、多数の意欲的な取組提案等を頂き、他の政令指定都市に先駆けて、平成27年9月に「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略を策定しました。

総合戦略の推進に当たっては、取組提案者と本市が目標を共有し、提案の実現等に協働で取り組む「チーム京都」や、経済界、大学、地元金融機関、労働団体、メディア等と本市が課題、目標、行動を共有する「まち・ひと・しごと・こころ京都創生協働ミーティング」を設けるなど、京都のまちを挙げて取り組んでいます。

2 政策評価、事務事業評価の実施

(政策評価・・・総合企画局、事務事業評価・・・行財政局)

政策評価制度は、政策の目的がどの程度達成されているかを評価し、その結果を公表するとともに、より効果的な市政の運営や政策の企画・立案に活用するものです。

平成16年度から本格実施し、現在は、平成19年6月に施行した「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(行政評価条例)」に基づき、取組を行っています。

平成23年度からは、「はばたけ未来へ！京プラン(京都市基本計画)」(平成23～32年度)に掲げる27の政策及び114の施策の目的の達成状況について、客観指標評価及び市民生活実感評価の2つの手法により、評価を実施しています。

また、同じく行政評価条例に基づき実施している、事務事業評価制度は、平成15年度から本格実施し、約1,000の事務事業を対象として、市民と行政の役割分担評価及び業績評価を行い、有効性や効率性などを評価しています。

なお、それぞれの評価結果については、ホームページで公表しています。

3 国家戦略としての京都創生の推進、双京構想の推進

本市では、平成15年6月に京都創生懇談会から「国家戦略としての京都創生の提言」

を受けるとともに、京都市会において平成16年12月に「国家戦略としての京都創生」の実現を求める決議が全会一致で議決されたことを踏まえ、歴史都市・京都ならではの魅力を守り、育て、発信するという視点から「景観」、「文化」、「観光」の3つの分野を柱とした「国家戦略としての京都創生」の取組を進めています。その実現に当たっては、市民の皆様と本市が力を合わせて積極的に取組を進めていく必要がありますが、国家的見地から取組を進める必要があるものについては、国に制度的・財政的な特別措置を求めています。

京都創生の具体的な取組としては、それぞれの分野において京都の魅力を高める事業の実施に加え、国家予算要望や「日本の京都」研究会を通じ、時機に応じた必要な国への働き掛けを積極的に行うとともに、京都創生推進フォーラムによる啓発活動や、京都創生PR事業「京あるき in 東京」の開催、各国大使館関係者等を対象とした「京都創生海外プロモーション」などの実施により、都市格の一層の向上を図っています。

また、日本の大切な皇室の弥栄のために、皇室の方に京都にもお住まいいただき、政治・経済の中心である「東京」と、歴史・文化の中心である「京都」が我が国の都としての機能を双方で果たす双京構想の実現を目指しており、国への要望活動や機運醸成、皇室の方に京都にお越しいただく機会の創出等に取り組んでいます。

今後も引き続き、これらの取組を着実に積み重ね、京都創生及び双京構想の実現に全力で取り組んでいきます。

4 文化庁の京都への全面的な移転の着実な推進

文化庁の京都への移転については、オール京都で要望活動を展開した結果、平成28年3月に国から「政府関係機関移転基本方針」が発表され、京都への全面的な移転が決定しました。

平成28年12月には、「文化庁の移転について」が取りまとめられ、本格移転の候補地4箇所・5件が選考されるとともに、文化庁の先行移転となる「文化庁地域文化創生本部」の設置が決定され、平成29年4月から東山区の上下水道局旧東山営業所において業務を開始しています。

平成29年7月には、「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」が取りまとめられ、文化庁・本庁を京都に置き、本庁に文化庁長官及び次長を置くこと、本庁においては、国会対応や外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務や

東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除く全ての業務を行い、その職員数は、全体の7割を前提に、250人程度以上と見込むものとする、そして、移転先を現京都府警察本部本館とし、遅くとも平成33年度中の本格移転を目指すこと等が決定されました。また、平成29年6月に施行された「文化芸術基本法」により、文化芸術そのものにとどまらず、食文化をはじめとした生活文化についても振興を図ることが明確化されています。今後、この法律に基づき機能強化される文化庁と一体となって、「文化芸術立国」の実現に向け、京都も積極的に役割を果たしていく必要があります。

文化庁が京都に移転してよかったと、全国の方々に喜んでいただけるよう、引き続き、国及び関西広域連合や全国各地の自治体、関係団体等としっかり手を取り、オール京都で取り組んでいきます。

5 国立京都国際会館の多目的ホールにおける「京都らしい設え」の実施

本市では、日本文化の発信と本市の伝統産業の振興を図るため、国が整備する国立京都国際会館の多目的ホール（平成30年度しゅん工予定）に、公益財団法人国立京都国際会館と連携して、京都ならではの付加価値を加える「京都らしい設え」を行うこととしており、その一環として、京都の伝統産業、伝統工芸等をいかした調度・備品の制作等に取り組んでいます。

6 個性と活力あふれるまちづくりの推進

(1) 西陣の歴史力、文化力、地域力、人間力を活かした地域の活性化

西陣地域は、西陣織をはじめとする伝統産業、伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、商店街、観光スポットなど、多彩な歴史・文化・観光資源を有しています。

これら豊富な地域の財産や魅力を活用し、個性豊かで魅力的なまちづくりを推進するため、関係局、区の庁内検討チームにおいて、現状や課題等について議論を進め、また、西陣地域の関係者に対するヒアリング等を行うとともに、今後、地域の皆様等の御参画による検討委員会を立ち上げ、活性化ビジョンの策定に向けた取組を進めていきます。

(2) 岡崎地域活性化ビジョンの推進

本市では、岡崎地域の優れた都市景観・環境を将来へ保全継承しながら、世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに、更なる賑わいを創出す

るため、平成23年3月に「岡崎地域活性化ビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、50年後、100年後を見据え長期的な見地に立った「5つの将来像」と、様々な主体が協力して取り組む「7つの実現方策」を掲げています。

平成23年7月には、岡崎地域の施設や団体、事業者、関係分野の団体、市などの参画の下、ビジョン実現のプロセスとして掲げられる官民連携のエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が設立され、現在31団体で運営されています。

岡崎エリアにおいては、同協議会が主体となり、エリアの各施設をはじめ、エリア周辺地域の事業者や団体等との連携により、「京都岡崎ハレ舞台」や「岡崎桜回廊ライトアップ」、平成28年8月に新たに夏季の夜の賑わいづくりを目指して開催した「京の七夕 岡崎プロムナード 星の饗宴」などの地域連携型魅力創出事業を展開しています。また、平成27年12月に開設した地域ガイド拠点「岡崎・市電コンシェルジュ」等を活用し、岡崎エリアの持つ多彩な魅力を存分に満喫していただけるよう、総合的な情報発信・観光案内の強化に努め、更なる賑わいづくりや回遊性の一層の向上を図り、「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の実現に取り組んでいます。

(3) 京都駅西部エリアの活性化の推進

梅小路公園をはじめ、京都市中央市場や京都リサーチパーク、商店街、文化・観光施設、寺社、大学など、多彩な地域資源が集積する京都駅西部エリアは、平成28年4月に京都鉄道博物館が開業し、さらに、平成31年春にはJR新駅が開業予定であるなど、民間活力と本市の施策が融合する中で、活性化の機運がこれまでから大きく高まっているエリアです。

本市では、このような機運を確実なものとするため、平成27年3月に、長期的な見地に立った将来ビジョンやその実現方策等をまとめた「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定し、平成28年3月には、この将来構想に基づき、多様な地域主体が連携してまちづくりに取り組むためのエリアマネジメント組織「京都駅西部エリアまちづくり協議会」を設立しました。

この協議会を中心に、様々な活性化事業や、地域の魅力情報の発信等を行っています。

また、京都市中央卸売市場第一市場整備に伴う「賑わいゾーン」の活用については、契約候補事業者の公募を行い、選定作業を進めており、京都の新たな賑わいの創出に取り組んでいます。

(4) 京都駅東南部エリアの活性化の推進

京都駅東南部エリアは、京都駅に近接し、京都市立芸術大学が移転する京都駅東部エリアに隣接する立地特性から、世界を視野に入れた新たな文化行政、文化交流を推進していくうえで、重要な地域となっています。

これを踏まえ、本エリアのまちづくりに「文化芸術」という新たな視点を取り入れることにより、「若者」を中心とした新たな人の流れを生み出し、本エリアの課題でもある人口減少や高齢化の進展に歯止めを掛けるとともに、本エリアと京都駅周辺地域の活性化の動きが連動することで、京都全体の活性化につなげていくため、平成29年3月に「京都駅東南部エリア活性化方針」を策定しました。

今後は、同方針に基づき「文化芸術」と「若者」を基軸とした新たなまちづくりを推進するため、地域住民や若手芸術家などが参加するワークショップやイベントの開催を通じた機運の醸成を図るとともに、文化芸術によるまちづくりや若者の移住・定住促進につながる事業の検討や具体化を進めます。

(5) 市有地以外の公有地の活用の検討

京都の未来を見据え、更なる経済の活性化、人口減少社会の克服など、京都の発展に資するまちづくりを進めていくためには、市有地だけでなく、国等が所有する土地を含めた活用を視野に入れて取り組むことが重要です。

こうした考え方の下、平成28年3月に策定した、京プラン実施計画第2ステージにおいて「市有地以外の公有地の活用検討」を取組項目の一つに掲げ、長期的展望に立って、地域の魅力あるまちづくりに資する活用可能性を検討することとし、平成28年9月に庁内戦略チームを設置し、跡地活用の方向性などの検討に着手しました。平成28年10月には京都刑務所跡地の活用に係る山科区民の意向調査を実施するとともに、11月の「平成29年度国の予算・施策に関する緊急提案・要望」においては、これまでから要望を行っている京都刑務所に加え、新たに京都拘置所、京都運輸支局の跡地活用について要望を行いました。

引き続き、こうした市有地以外の公有地について、未来の京都を見据えた魅力あるまちづくりに資する活用に向けた取組を進めます。

(6) 山ノ内浄水場跡地活用の推進

近年の水需要の減少を踏まえた浄水場の再編に伴い、山ノ内浄水場（平成25年3月に廃止）の跡地活用について、地元代表者や有識者からなる委員会での検討を行うと

ともに、パブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を聞いたうえで、本市西部地域はもとより市全体の活性化や地下鉄増客に資する活用を図るとの視点から「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を平成 22 年 12 月に策定しました。

この活用方針に基づき、学びの環境の充実や文化・健康など生活の質の向上を図り、多様な人の交流によってにぎわいが創出できるよう、新たなまちづくりの拠点整備に取り組んでおり、第Ⅰ期計画として京都学園大学の京都太秦キャンパス（平成 27 年 4 月）と太秦病院（平成 29 年 8 月）が開設されています。

今後も、跡地活用事業者の第Ⅱ期整備も含めた事業計画の実現に向けて必要な協議・調整を行い、本市西部地域はもとより、市全体の活性化や地下鉄増客に資するよう、取り組んでいきます。

7 リニア中央新幹線及び北陸新幹線の誘致推進

三大都市圏を約 1 時間で結び、新たな国土軸を形成するリニア中央新幹線、また、首都圏と北陸、近畿を結び、さらに、関西国際空港まで延伸することで、これらの地域と世界を結ぶことができる北陸新幹線の整備は、京都はもとより、国土の均衡ある発展にとって極めて重要なプロジェクトです。このため、本市では、北陸新幹線の大阪までの一日も早い整備、リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業並びに「京都駅ルート」、関西国際空港への延伸の実現に向けた活動を、京都府、経済界等と連携し、オール京都で展開しています。

引き続き、国への要望を行うとともに、京都市内や首都圏において、機運を醸成する活動などを積極的に行っていきます。

8 地方分権改革・広域連携の推進

真の分権型社会を実現するため、本市独自又は他の指定都市等と共同で、国の施策及び予算に関する要望・提案等を行っています。

また、平成 24 年 8 月に正式加入した関西広域連合において、京都市がこれまで培ってきた経験や、特色・強みをいかしながら、広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域交通インフラ整備等に関する事務や課題の解決に向け、他の構成団体と共に取り組んでいます。

9 参加と協働による市政運営の推進

参加と協働によるまちづくりを進めるため、平成13年12月に市民参加を総合的に推進する行動計画として「市民参加推進計画」を策定するとともに、平成15年8月には、市民参加を推進する基本的事項を定めた「市民参加推進条例」を施行しました。

その後、5年度ごとに市民参加推進計画の策定又は改定を行い、現在は、「第2期京都市市民参加推進計画改定版」（平成28年3月策定）に「市民との未来像・課題の共有」、「市民の市政への参加の推進」、「市民のまちづくり活動の活性化」の3つの基本方針を掲げ、取組を進めています。

具体的には、「市民との未来像・課題の共有」については、オープンデータの推進などによる情報提供の推進や、区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」による市民と市職員又は市民同士の対話の推進に取り組んでいます。

「市民の市政への参加の推進」については、パブリック・コメントや附属機関の委員の市民公募、市政ボランティア制度など、市政運営の様々な過程に市民参加の制度や仕組みを設け、市民の積極的な参加につながるよう、着実な運用に努めるとともに、あらゆる市政分野において市民と京都市の協働の推進に努めています。

「市民主体のまちづくり活動の活性化」については、「市民活動総合センター」や市内13箇所に設置した「いきいき市民活動センター」を中心に、市民活動を総合的に支援するとともに、市民と本市が共にまちづくりに取り組む「～ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働！～“みんなごと”のまちづくり推進事業」を実施するなど、市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社などのあらゆる主体との協働を進め、市民主体のまちづくり活動、地域コミュニティの活性化に取り組んでいます。

また、平成28年12月には、「第2期京都市市民参加推進計画改定版」に掲げる市民と京都市との情報共有を更に進めるため、市民参加に役立つ情報を一元的にまとめた「京都市市政参加とまちづくりポータルサイト「みんなでつくる京都」」を開設するなど、情報発信の強化にも取り組んでいます。

10 京都市移住サポートセンター「住むなら京都(みやこ)」の開設・運営

本市では、平成27年9月に、市民団体や企業等と本市で構成するプロジェクトチーム「チーム京都・移住応援チーム」を結成し、「京都市移住応援ガイド」の作成や、東京

での移住相談会の開催等により、本市への移住を希望される方に地域の多様な魅力と個性を情報発信するなど、移住促進に取り組んできました。

平成 28 年 5 月からは、こうした移住促進を本格化し、京都で暮らす魅力の情報発信や、「しごと」、「すまい」、「子育て支援」等に関する相談対応などの移住支援を総合的に行うため、平成 28 年 5 月に「京都市移住サポートセンター『住むなら京都(みやこ)』」を開設し、市民グループ・地域・関係団体・事業者等との連携・協働のもと、取組を推進しています。

また、平成 29 年度には、主に東京圏の若者の移住促進を図るため、京都に移住し、ソーシャルビジネスや文化芸術など京都ならではの分野で活躍されている若者に焦点を当てた「京都で暮らし、働く魅力」の発信強化に取り組んでいきます。

11 大学のまち京都・学生のまち京都の推進

本市は、古くから「学問のまち」、「大学のまち」、「学生のまち」として、大学が文化や産業の振興をはじめ、若者による都市の活性化等、京都のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

しかし、昭和 50 年代後半から、各大学における機能の強化や学部の増設等に伴い、市外への転出の動きが相次いだことから、大学振興をまちづくりの重要な柱の 1 つとして取組を開始しました。

市内での大学施設整備への支援を進めるとともに、平成 10 年に産学公連携の下設立した公益財団法人大学コンソーシアム京都と緊密に連携し、「京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）」を拠点に、大学の知の集積を活用した生涯学習事業、単位互換やインターシップ事業、大学と地域の連携・交流促進を目的とする学まちコラボ事業などの取組を進めてきました。

平成 26 年 3 月には、大学コンソーシアム京都との協働により「大学・まち・学生 むすぶプラン（大学のまち京都・学生のまち京都推進計画 2014—2018）」を策定し、①学生が学ぶ環境の充実、②大学・学生の国際化の促進、③学生の進路・社会進出の支援、④大学との連携による京都の経済・文化・地域の活性化、⑤学生が持つエネルギーをいかした京都力の強化、⑥プロモーション戦略の強化の 6 本の柱に沿い、「世界に誇る「大学のまち」「学生のまち」の実現を目指した施策を推進しています。

また、平成 29 年度には、これまでの学まちコラボ事業で支援してきた大学・学生と

地域との連携の枠組み（一般枠）に加え、「文化枠」を新設し、大学・学生と地域との協働・連携による文化的な取組をより一層促進していきます。

12 総合的な留学生誘致及び支援の推進

総合的な留学生誘致及び支援を進めるため、平成 27 年 5 月に、大学、日本語学校、専修学校、経済界、京都府と共に、「留学生スタディ京都ネットワーク」を設立し、「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略に掲げる平成 32 年までの留学生誘致 1 万 5 千人の目標に向け、京都留学の魅力を発信するポータルサイトの開設や海外での京都留学フェアの開催、有給インターンシップ、留学生のための住宅情報サイトの設置・運営など、オール京都での取組を推進しています。

また、平成 28 年度から開始した「京（みやこ）グローバル大学」促進事業では、留学生誘致をはじめ、日本人学生の海外留学派遣、交換留学にもつながる市内大学と海外大学との提携など、大学及び学生の国際化に向けた市内各大学における取組を支援しています。

さらに、平成 29 年度には、ウェブサイトの開設・運営とセミナー・交流会等の開催を行う「留学生の就職支援・マッチング事業」を新たに実施し、京都で学ぶ留学生の京都市内の企業への就職を支援する取組を推進していきます。

13 市政広報等

(1) 主な広報業務

○市民しんぶん	毎月 1 日発行	65 万部
市民しんぶん区版	毎月 15 日発行	66 万部
点字市民しんぶん	毎月 1 回	220 部
点字市民しんぶん区版	毎月 1 回	270 部
市民しんぶん文字拡大版	毎月 1 回	375 部
市民しんぶん区版文字拡大版	毎月 1 回	425 部
声による市民しんぶん（テープ版）	毎月 1 回	160 セット
声による市民しんぶん（CD 版）	毎月 1 回	250 枚
声による市民しんぶん区版（テープ版）	毎月 1 回	170 セット
声による市民しんぶん区版（CD 版）	毎月 1 回	260 枚

(以上, 平成 29 年 4 月時点)

○きょうとシティグラフ	毎年 1 回	7 万部
○生活ガイドブック「暮らしのてびき」	毎年 1 回	11 万部
○市政広報ポスター「京都市民ニュース」	毎年 1 回	2,100 部

○テレビによる広報

◆KBS 京都

- ・PR スポット 年間 8 本 (1 本 15 秒又は 30 秒)
- ・特集番組 年間 4 本程度 (内 3 本 30 分, 1 本 60 分)

◆在阪準キー局

不定期

○ラジオによる広報

◆KBS 京都

- ・人権啓発番組「明日への歩み」 5 月, 8 月, 12 月の毎週日曜日 (5 分)
- ・人権インフォメーション 5 月, 8 月, 12 月の毎日 (2 分)
- ・大作・英樹のだいすき☆京都 原則, 毎月最終土曜日 (10 分)

◆エフエム京都

- ・MAYOR TALKS☆KYOTO 原則, 毎月最終土曜日 (10 分)
- ・Hello KYOTO Radio 第 2・4 水曜 (30 分)

◆NPO 京都コミュニティ放送

- ・イベント羅針盤 毎週土・日曜日 (3 分)

○映画による広報 年 5 本 (1 本 15 秒) の映像を上映

○インターネットによる広報

- ・京都市公式ホームページ「京都市情報館」
- ・京都市公式動画チャンネル「きょうと動画情報館」
- ・京都市公式ページ「京都市情報館」Facebook 版・Twitter 版

○アプリ配信

京都の行政, 観光・イベント, 生活など, 京都市が関わる全ての情報からアプリに適した情報を選びすぐり, 情報を集約し, 利用者の利便性の向上や若年

層への広報発信力の強化を図っています。

○広報板の設置 市内 7,617 基（平成 29 年 8 月 1 日現在）

○報道機関に対する記者発表

○全国、海外に向けた広域シティPR

全国、海外への発信力のある首都圏を中心とした多様なマスメディアに幅広く情報を提供し、紙面やテレビ番組等に採用されるように働き掛けを行っています。

○市政総合宣伝

市の重要政策を中心にタイムリーかつ効果的に情報発信するため、読者層の特性にも配慮しながら、日刊紙や雑誌等の紙媒体、あるいはインターネットを活用した広告を掲載しています。

(2) 広聴

○「市長への手紙」制度

市民から広く文書、電子メールにより市政に対する意見、要望等を聴き、希望される方へは当該意見等に対する回答を行っています。

○市政総合アンケート

市政に関する意識や関心、要望を統計的に把握し、市政に反映させるため、市民 4,000 人を対象としたアンケート調査を年 2 回実施しています。

[平成 28 年度質問項目]

第 1 回 区役所における窓口サービス

第 2 回 地域福祉の推進に向けた市民意識調査

○市政情報総合案内コールセンター

市役所等への問合せを 365 日、電話、FAX、電子メールの中から利用者に合った方法で行うことができる「市政情報総合案内コールセンター（京都いつでもコール）」を開設しています。

14 国際化推進

本市では、昭和 53 年に、「世界文化自由都市宣言」を行い、この宣言を具体化していくため、平成 2 年 3 月に「京都市国際交流推進大綱」、平成 9 年 11 月に「京都市国際化推進大綱」、平成 20 年 12 月に「京都市国際化推進プラン」を策定（平成 26 年 3 月改訂）しました。

このプランでは、本市における国際化を更に発展させ、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的で輝かしい国際都市になるための基本的な考え方や目標を明らかにし、本市が目指す国際的なまちの姿として、「世界がときめくまち・京都」、「世界とつながるまち・京都」「多文化が息づくまち・京都」という3つの目標と268の施策を掲げるとともに、その実現に向けて行政、企業、NPO、市民等が協力して取り組むべき内容について定めています。本市では、このプランを着実に推進し、本市の国際化に継続的に取り組んでいます。

(1) 姉妹都市交流

昭和33年のパリ市との友情盟約をはじめとして、世界9都市と姉妹都市の提携をし、文化、学術、経済等の交流を通じて相互の理解を深め、友情のきずなを強めることによって世界の平和に貢献しています。提携都市は次のとおりです。

都 市 名	国 名	提携年月日
パ リ	フ ラ ン ス	昭和 33年 6月 15日
ボ ス ト ン	ア メ リ カ	34年 6月 24日
ケ ル ン	ド イ ツ	38年 5月 29日
フ ィ レ ン ツ ェ	イ タ リ ア	40年 9月 22日
キ エ フ	ウ ク ラ イ ナ	46年 9月 7日
西 安	中 国	49年 5月 10日
グ ア ダ ラ ハ ラ	メ キ シ コ	55年 10月 20日
ザ グ レ ブ	ク ロ ア チ ア	56年 10月 22日
プ ラ ハ	チ ェ コ	平成 8年 4月 15日

注：パリ市は友情盟約都市、西安市は友好都市、その他は姉妹都市

(2) パートナーシティ交流

世界のより多くの都市との交流を可能にするとともに、民間レベルでの交流・協力を一層促進することを目的として、パートナーシティ交流を推進しています。

パートナーシティ提携とは、包括的な交流を行う姉妹都市提携とは異なり、民間レベルでの交流を主体とし、特定分野での交流を行う新しい形態の都市間交流です。提携都市は次のとおりです。

都市名	国名	提携分野	締結年月日
晋州	韓国	学術・教育	平成 11 年 4 月 27 日
コンヤ	トルコ	文化・芸術	21 年 12 月 12 日
菁島	中国	経済・環境・文化・ スポーツ・教育	24 年 8 月 26 日
フエ	ベトナム	学術・教育・福祉	25 年 2 月 20 日
イスタンブール	トルコ	学術研究・教育	25 年 6 月 14 日
ビエンチャン	ラオス	学術研究	27 年 11 月 3 日

(3) 国際交流会館

市政 100 周年及び平安建都 1200 年記念事業の一つで、市民と留学生、在住外国人など幅広い市民レベルの国際交流活動を推進していく拠点として、平成元年 9 月に「京都市国際交流会館」をオープンしました。

会館には、国際化時代に対応した各種情報の提供を行う情報サービスコーナー、移動式の座席で、多様な交流事業の舞台となるイベントホール、世界の人々との出会い・ふれあいの場である交流ロビーをはじめ、姉妹都市コーナー展示室、図書・資料室、会議室、研修室、和風別館等を備えています。

また、公益財団法人京都市国際交流協会を平成 27 年度から 4 年間、会館の指定管理者に選定し、会館の管理運営及び多彩な国際交流や多文化共生を推進するための事業を実施し、京都市の国際化を推進しています。

(4) 世界歴史都市会議

本市は、昭和 62 年 11 月に、「21 世紀における歴史都市—伝統と創生」を総合テーマとして、国立京都国際会館において「第 1 回世界歴史都市会議」を開催しました。世界歴史都市会議は、世界の歴史都市の首長が一堂に会し、これまで積み重ねてきた貴重な体験と成果を互いに交流し、21 世紀に向けて人類の繁栄と文化の向上・発展のため、どのような役割を果たしていくべきかについて考えることを目的とする会議で、「世界文化自由都市」の実現を目指し、本市が提唱したものです。

平安建都 1200 年の平成 6 年 4 月に再び本市で開催された第 4 回会議において、世界の恒久平和を希求し、歴史都市が将来にわたって日常的な交流を促進するための都市間交流組織として世界歴史都市連盟が創設され、平成 8 年 9 月に西安市（中国）で

開催された第5回会議において、本市が世界歴史都市連盟会長都市に選ばれて以来、再選されています。

平成 29 年 8 月現在

区 分	年 月	都市名 (国)	テ ー マ
第 1 回	昭和 62 年 11 月	京都 (日本)	21 世紀における歴史都市 — 伝統と創生
第 2 回	63 年 6 月	フィレンツェ (イタリア)	明日の人間のための歴史都市
第 3 回	平成 3 年 10 月	バルセロナ (スペイン)	都市の記憶と未来
第 4 回	6 年 4 月	京都 (日本)	歴史都市の英知を求めて
第 5 回	8 年 9 月	西安 (中国)	歴史都市の振興
第 6 回	10 年 5 月	クラクフ (ポーランド)	歴史都市における遺産と開発
第 7 回	12 年 7 月	モンペリエ (フランス)	歴史とその価値
第 8 回	15 年 10 月	モントリオール (カナダ)	保存と開発： どのようにして？ 誰と？ 目的は？
第 9 回	17 年 10 月	慶州 (韓国)	歴史都市の現在と未来： 歴史都市の保存と再生
第 10 回	18 年 10 月	バララット (オーストラリア)	持続可能な歴史都市：未来に向 けた経済・保存・ビジョン
第 11 回	20 年 6 月	コンヤ (トルコ)	歴史都市に生きる文化遺産
第 12 回	22 年 10 月	奈良 (日本)	歴史都市の継承と創造的再生
第 13 回	24 年 4 月	フエ (ベトナム)	伝統の継承が直面する課題とそ の解決への道
第 14 回	26 年 9 月	揚州 (中国)	歴史都市：文化の継承と未来への歩み
第 15 回	28 年 6 月	バート・イシュル (オーストリア)	高度技術が息づく革新的かつ 創造的な未来の歴史都市

(5) 多文化共生施策

本市に住む約 4 万人の外国籍市民、日本国籍取得者、中国帰国者など、多様な国籍や文化的背景を持つ全ての人々が暮らしやすいまちを目指して、人権尊重の環境づくりを進めるとともに、各種情報提供・相談事業のコミュニケーション支援、福祉・医療の充実等の生活支援を行っています。

また、地域における多文化共生の推進に関する事項について調査、審議する機関と

して、「京都市多文化施策審議会」を設置しています。本市では、審議会の意見等を踏まえ、総合的な取組を進めています。

15 情報化推進

(1) 高度情報化

本市では、情報通信技術（ICT）の発展に伴い、変化する社会情勢に的確に対応するために、平成13年に「京都市高度情報化推進本部会議」を設置し、ICTの利活用による市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の効率化を全庁的に進めてきました。

平成28年9月には、「はばたけ未来へ！京プラン」の実現に向けて、本市が更なる高度情報化を実践していくための基本的な考え方について示した「京都市高度情報化推進のための基本方針」を策定し、積極的なICTの活用及び情報資産の厳格な管理の二つの視点から、取組を推進しています。

(2) 情報公開制度

本市が保有する情報は、広く市民に公開され、適正に活用されることにより、市民生活の向上と豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものであり、この情報の公開は、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民参加を促進し、もって開かれた公正な市政の推進に資するものです。

本市では、「京都市公文書の公開に関する条例」を平成3年7月に制定し、平成4年2月に施行しました。その後、行政改革や地方分権の推進、高度情報化の進展など公文書公開制度を取り巻く社会情勢が変化してきたことから、平成14年4月に、同条例を全面改正し、新たに「京都市情報公開条例」を制定し、同年10月に施行しました。

情報公開条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにし、請求者からの請求に応じて、実施機関にその保有する公文書の公開を義務付けるとともに、市政に関する情報を広く市民に提供できる施策を積極的に推進し、市民が正確で分かりやすい情報を得ることができるよう努めることを定めています。

(3) 個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市民の基本的な人権を擁護するうえで個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、

個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ適正な運営に資することを目的としたものです。

本市では、平成4年9月に京都市プライバシー保護制度検討委員会から提出された「京都市における個人情報保護制度のあり方についての提言」に基づき、「京都市個人情報保護条例」を平成5年4月に制定し、平成6年4月に施行しました。

その後、高度情報化の進展など個人情報保護制度を取り巻く状況が変化してきたところから、平成17年4月には、個人情報の利用停止を請求する権利の整備や職員等に対する罰則の新設などの改正を行いました。

また、マイナンバー法の制定に伴い、特定個人情報の取扱いを定める条例改正を行い、平成27年10月から施行しました。

16 名誉市民

本市は、昭和28年に京都市名誉市民表彰条例を制定して、本市市民又は本市に縁故の深い方で公共の福祉の増進、又は学術技芸の進展に寄与され、もって広く社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる方に京都市名誉市民の称号をお贈りし、表彰しています。

これまでに名誉市民として表彰を受けられた方は50名、現在御活躍の方々は以下のとおりです。

京都市名誉市民（故人を除く。）※敬称略

平成29年3月31日現在

氏名	表彰年月日	功績
廣中 平祐	昭和58年10月15日	現代数学の発展に貢献
千 玄室	平成10年10月15日	茶道の発展及び日本文化の国際理解促進等に貢献
梅原 猛	平成10年10月15日	哲学、日本文化史等の発展に貢献
田中 耕一	平成15年10月3日	生化学、医学等の発展に貢献
瀬戸内 寂聴	平成19年10月15日	文学界の発展に貢献
益川 敏英	平成21年2月14日	素粒子物理学の発展に貢献
山中 伸弥	平成25年7月30日	医学の発展に貢献
志村 ふくみ	平成28年10月15日	伝統工芸（染織）の発展に貢献